

来訪神行事保存・振興全国協議会

(名称)

第1条 本会は、来訪神行事保存・振興全国協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、我が国の伝統文化である仮面・仮装の「来訪神行事」の保存・振興を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、会員相互のネットワークを構築し、地域間交流の促進、意見交換の実施、国民や住民の理解促進に向けた情報発信、その他必要な活動を行う。

(組織)

第4条 本協議会は、次の各号に掲げる自治体および自治体に所在する行事をする会を会員として組織する。

- (1) 鹿児島県薩摩川内市・甕島のトシドン保存会
- (2) 秋田県男鹿市・男鹿のナマハゲ保存会
- (3) 石川県輪島市・能登のアマメハギ・面様年頭保存会
- (4) 石川県能登町・秋吉地区アマメハギ保存会
- (5) 沖縄県宮古島市・島尻自治会・野原部落会
- (6) 山形県遊佐町・遊佐のアマハゲ保存会
- (7) 宮城県登米市・米川の水かぶり保存会
- (8) 佐賀県佐賀市・加勢鳥保存会
- (9) 岩手県大船渡市・吉浜スネカ保存会
- (10) 鹿児島県三島村・硫黄島の八朔太鼓踊り保存会
- (11) 鹿児島県十島村・悪石島の盆踊り保存会

2 会員の所属する各県をオブザーバーとして置き、協議会への助言・指導を行う。

(役員の定数及び選任)

第5条 本協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 1名

2 前項の役員は会員の中から総会において選任する。

(役員の職務)

第6条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、会務を担当し、本会の運営にあたる。

4 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 本協議会の会議は、会員の求めに応じ、随時会長が招集する。

(決議)

第9条 協議会の決議は、出席した構成員の過半数をもって行う。

2 会員が決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき過半数が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(事務局)

第10条 本協議会の事務局は、会長の所属する地方公共団体に置く。

2 事務局長は会長が任命する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の会務の執行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年10月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年2月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年3月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年11月14日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月17日から施行する。